

令和3年度第1回青梅市障害者地域自立支援協議会 書面会議承認確認票集計結果

委員氏名	協議事項 1		
	「青梅市障害を理由とする差別解消支援地域協議会」の設置について		
	承認・不承認	意見・質問	事務局コメント
宮 崎 啓 太	承認		
加 藤 小百合	承認	人数が6人と少なめなので、障害を持つ当事者やそのご家族と各分野の関係者がバランスよく選任され、様々な視点で問題解決に取り組めるのではないかと思います。当事者の方はもちろんですが、法曹関係の方の参加は重要だと思います。	多様なケースについて公平な視点で臨める法曹関係者を協議会委員に選任することは不可欠であると考えます。青梅市の地域特性も鑑みた委員構成を検討します。
渡 邊 俊 一	承認		
大 栗 重 幸	承認	資料にもありますが、各分野の方々の声となると、6人では少ない印象があります。それぞれの立場からバランスよく選任し、協議が多角的な視点から行われるようにしていけると良いと思います。	条例で委員定数は定めているところですが、御意見にありますとおり、他自治体と比較しても少ない構成になっております。現時点では特に当事者に関わりのある委員を選任を考えておりますが、必要に応じ条例と併せて適宜見直していきたいと存じます。
古久保 俊 樹	承認	当事者および家族の代表の方達の意見を尊重すべきと思います。	当事者や御家族に寄り添える協議会を目指します。条例で定められた委員数で、バランスよく選任していきたいと考えます。
下 地 直 樹	承認	日頃から関わりのある青梅警察署を委員に加え障がいに対しての理解を一層深めていただけると有事の際に迅速な対応につながれると思います。特別支援学級等を除く小・中学校、また高校関係者を構成委員とし教育の現場において同条例を周知していけると良いと思います。	いただいた御意見も参考に、当事者と深い関わりのある委員を選任を考えてまいります。また、市内教育関係機関とも連携し、障がい者差別解消について啓発してまいります。
石 井 眞 美	承認	なし	
松 村 友 子	承認		
大 沼 健 司	承認		
朝 長 靖 子	承認	これまで差別解消・権利擁護部会として、関わってこられた部会のみなさまに委員をお願いするのが、最もふさわしいと思います。	条例の策定には、特に差別解消・権利擁護部会の委員の皆様にご尽力いただきました。限られた委員定数ですが、条例の主旨を深く御理解いただいている委員の方にも引き続きお力をお借りしたいと思います。
野 村 光	承認		
星 野 絵 美	承認	障がい当事者又はその家族の立場に立って考えてくださる委員さんが良いと思います。	当事者や御家族に寄り添うことはもちろん、中立的な立場で客観的に事例を分析できる人選も必要と考えます。条例で定められた委員数で、バランスよく選任してまいります。
市 川 由美子	承認		
及 川 恵 子	承認		
厚 澤 壽 子	承認	日常様々な形で接する機会が多く、状況をよく理解されている方がふさわしいと思います。	当事者や御家族に寄り添うことはもちろん、中立的な立場で客観的に事例を分析できる人選も必要と考えます。条例で定められた委員数で、バランスよく選任してまいります。
細 川 卓 也	承認		
遠 藤 朱 美	承認	本年度、当社会福祉協議会において「重曹の支援体制整備事業移行準備事業」を青梅市より受託することになりました。主な目的は、「地域の生活および個別の課題を的確に把握し、行政や支援関係機関と問題解決に向けた連携体制をつくる」こととなっています。メンバーに加えていただけると幸いです。	条例の策定には、特に差別解消・権利擁護部会の委員の皆様にご尽力いただきました。限られた委員定数ですが、条例の主旨を深く御理解いただいている委員の方にも引き続きお力をお借りしたいと思います。
岡 本 富 郎	承認	1. 資料ありがとうございます。 2. 委員は資料3の「想定される地域協議会の構成機関等」の中の当事者・障害者団体・社会福祉協議会・法曹関係・障害者施策主管部局・等はどうか	当事者や御家族を取り巻く社会構造に深く関わる事業者、団体からも委員を選任し、単に問題解決を図るだけでなく、再発防止、問題の本質を共に改善していける委員の選任をしていきたいと考えます。
白 井 順 子	承認		

委員氏名	協議事項 2		
	日中サービス支援型グループホームの評価等を自立支援協議会で実施することについて		
	承認・不承認	意見・質問	事務局コメント
宮 崎 啓 太	承認	・評価にあたり、現地確認(訪問)が出来れば良いと思います。生活されている利用者の表情や職員の声掛け、職員配置状況なども確認できることが望ましいと考えます。相談支援事業所のモニタリングによる現地確認でも良いと思いますが、協議会で実施できるのであれば、より良いと思います。あわせて、第三者評価受審後の結果についても、協議会にて情報共有できれば良いと思います。	自立支援協議会での見学について、検討したいと考えます。 第三者評価受審結果も共有していきたいと考えます。
加 藤 小百合	承認	事業所視点評価と利用している障害当事者やご家族視点の意見や評価などが入っていると、総合的に判断しやすくなるのではないかと思います。	利用者アンケート等の結果の提示を求めるのもよいと考えます。
渡 邊 俊 一	承認		
大 栗 重 幸	承認	評価をする側としては、見学やヒアリング等も必要となってくると想定されます。	自立支援協議会での見学について、検討したいと考えます。 必要に応じて、ヒアリングの機会を持つことも考えます。
古久保 俊 樹	承認	重度化、高齢化している場合、医療の関わりが強いと思うので医療との連携の観点があっても良いと思います。	医療連携の観点について、検討したいと思います。
下 地 直 樹	承認	評価の観点について行政や地域関係機関とどのように連携しているか？また、受け入れを断ったケースや途中で支援を中断した事例等があればその理由を共有していけると良いと思います。	評価の観点は、協議会が地域の実情に即して事業者に示します。 受け入れを断ったケースや中断した事例等についての理由の共有は有意義と考えます。
石 井 眞 美	承認	なし	
松 村 友 子	承認		
大 沼 健 司	承認		
朝 長 靖 子	承認	これまでより、重度化・高齢化した利用者に夜間もきちんと対応できているかどうか気になります。 また、災害時、緊急時の対応(特に夜間)はどのようにするのか。しっかりと対策が求められると思います。	緊急時や夜間の対応について、具体的な報告がなされると良いと考えます。
野 村 光	承認		
星 野 絵 美	承認	青梅市が要望、助言、評価をするのであれば、実際に施設に行き、状況を把握する必要があると思います。施設職員の意見や書類上だけでは見えないものがあると思います。施設ができれば、一度見学してみたいです。	自立支援協議会での見学について、検討したいと考えます。
市 川 由美子	承認		
及 川 恵 子	承認		
厚 澤 壽 子	承認	評価の観点、思いつきません。	
細 川 卓 也	承認		
遠 藤 朱 美	承認	「苦情・虐待対応」の項目ですが、評価の観点としては、何れも「措置を講じているか」となっていますが、(対応事例)を聞くことで措置が講じられているかどうかを確認するという解釈でよろしいでしょうか？措置を講じていること 実際にどう対応できたかは 別のことだと思うので、分けて聞いた方が良いと思いました。	苦情相談窓口や、虐待防止委員会等の整備について確認をする必要があると考えます。実際の対応事例を報告する項目の追加を検討します。

委員氏名	協議事項 2		
	日中サービス支援型グループホームの評価等を自立支援協議会で実施することについて		
	承認・不承認	意見・質問	事務局コメント
岡 本 富 郎	承認	下記は青梅市としてすでにある観点かも知れません。 * 評価の観点としては、グループホームの当事者や家族の意見聴取を挙げたい。 * 当事者の家族との連携。 * グループホームの自己評価について、等。 3ページの「紛争解決にのしくみ」について。「地域協議会」は第三者委員会になりますか？この協議会は市自体の協議会なので、第三者委員会とはどういう関係になりますか？第三者委員会と言ってよいのでしょうか。それとも第三者委員会は不要なのでしょうか？	・当事者や家族の意見聴取についても検討していきます。 ・「東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員及び運営の基準に関する条例施行規則」第十九十九条の十には、「第百九十九条の十日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第八十九条の三第一項に規定する協議会その他知事がこれに準ずると認めるもの(以下「協議会等」という。)に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。 ・日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。」とあります。自立支援協議会は、第三者委員会ではないため、第三者委員会の評価は別途必要となります。
白 井 順 子	承認	・支援の質の確保や定期的な研修は大事だと思いました。利用者への対応や対外的な対応の項目はありますが、「職員間の情報共有」も必要ではないかと思いますがいかがでしょうか。	

委員氏名	報告事項 1	
	「障がいのある人も障がいのない人もその人らしく暮らせる共生のまち青梅市条例」の策定について	
	意見・質問	事務局コメント
宮 崎 啓 太		
加 藤 小百合		
渡 邊 俊 一		
大 栗 重 幸	特にありません。	
古久保 俊 樹		
下 地 直 樹		
石 井 眞 美	なし	
松 村 友 子	特にありません。	
大 沼 健 司		
朝 長 靖 子	条例の策定ありがとうございました。細かいところまで配慮された条例だと思います。これを市民の皆さんにご理解いただき実践していただくためのさらなる一工夫が求められると思います。作って終わりの条例にならないよう、ここからが知恵の絞りどころだと思います。	本条例は、差別解消を図るための基本理念を定め、この基本理念に基づいて市や市民等の責務を定めているものですが、相互理解を通じお互いが納得できる対応を見出すことが重要と考えます。今後も委員の皆様の御意見を頂きながら適切に運用してまいります。
野 村 光		
星 野 絵 美		
市 川 由美子		
及 川 恵 子	条例の周知啓発が大切であると以前にも出ましたが、今現在は具体的にどのように周知啓発を行っているのでしょうか。	施行時はSNSや行政情報メール、HPで周知しております。現在はリーフレットを作成中で、主に自治会回覧をしていく予定です。
厚 澤 壽 子	まず、字がわかりやすく、やさしい言葉で書いてあるのがいいと思います。	条例は使われる言葉や言い回しが難しいものが多いなかで、差別解消・権利擁護部会で諮られた御意見については、可能な限り再現できるよう調整してまいりました。
細 川 卓 也		
遠 藤 朱 美		
岡 本 富 郎	*聴覚障害の方が、聴覚障がい者について、おかしい箇所があると言っていました。意見は締め切り前に届きましたか？	条例案をパブリックコメントで意見公募し、3名の方から7件の御意見を頂きました。お寄せいただいた御意見については真摯に受け止める一方で、編成上の理由などから、条文に反映できなかった御意見もございます。明らかな誤り、御指摘がございましたら、法制部署と協議を図り、見直し・修正を協議させて頂きます。
白 井 順 子	全市民がこの条例を理解し、皆が安心して暮らせる青梅市になることを願います。	今後も広報やツイッター、紙媒体の周知方法を活用し、市民や教育機関等に周知してまいります。

委員氏名	報告事項 2	
	市内における虐待通報等の状況および対応について	
	意見・質問	事務局コメント
宮 崎 啓 太	資料5より、養護者や使用者による虐待疑いについて、障害者福祉施設従事者等によるものよりも、調査対応に時間がかかっていると感じます。調査を阻害する要因には個性があり、困難な状況も多いかと思いますが、引き続き、積極的な対応をお願いしたいと思います。	通報等を受けた際は、直ちに虐待の疑いの有無や緊急対応の必要性について正確な情報収集に基づき評価し組織として判断します。速やかな行動を心がけていますが、状況把握等、個別に差異が生じることもあるかと思います。皆様にも御意見を賜りながら引き続き、速やかな解決に向け取り組んでまいります。
加 藤 小百合		
渡 邊 俊 一		
大 栗 重 幸	特にありません。	
古久保 俊 樹		
下 地 直 樹	認定されたケースの詳細や否認定に至った根拠、調査の流れ等を（可能な範囲でオープンにさせていただいて）情報共有していただけると、各自立支援協議会委員が相談を受けたり、類似事例と関わった際にスムーズに対応できると思います。	書面では意見交換や疑問点にも回答できませんが、改めて会議開催となった際は、経過や補足説明をさせていただければと考えます。
石 井 眞 美	次第では令和2年度通報16件と記載されていたが、資料では8件ではないか？	次第の16件は誤記で、資料の8件が正しいです。申し訳ありませんでした。
松 村 友 子	特にありません。	
大 沼 健 司		
朝 長 靖 子	通報の結果、虐待と認定されなくても、疑わしきは通報するというのが、皆さんに周知されることも大事だと思います。普段からある程度の緊張感を持って皆さんが対応していただけると、虐待そのものも減るのでは期待いたします。	虐待として顕在化する前に差別や不当な扱いが前兆となる場合もありますので、虐待の芽にいち早く気付けるよう、障害や障がい者虐待に関し正しい理解が必要です。また、虐待が発生してからの対応よりも未然に防ぐことが最も重要と考え、周知啓発の実施について協議してまいります。
野 村 光		
星 野 絵 美		
市 川 由美子		
及 川 恵 子		
厚 澤 壽 子	多いか少ないかというより、たとえ1件でもない方がいいと思います。	市民一人ひとりが虐待に関する問題、認識を深めることが障がい者虐待を防ぐ第一歩として、市民をはじめ関係者にも虐待に関する認識、権利擁護についての啓発を推進します。
細 川 卓 也		
遠 藤 朱 美		
岡 本 富 郎		
白 井 順 子		

委員氏名	報告事項3	
	専門部会からの報告	
	意見・質問	事務局コメント
宮 崎 啓 太		
加 藤 小百合		
渡 邊 俊 一		
大 栗 重 幸	特にありません。	
古久保 俊 樹		
下 地 直 樹		
石 井 眞 美	なし	
松 村 友 子	特にありません。	
大 沼 健 司		
朝 長 靖 子		
野 村 光		
星 野 絵 美		
市 川 由美子	承知いたしました。	
及 川 恵 子		
厚 澤 壽 子		
細 川 卓 也		
遠 藤 朱 美		
岡 本 富 郎		
白 井 順 子	●日中活動・就労支援部会 昨年度実施予定だった「放課後等デイサービス連絡協議会」が中止したまま新年度を迎えました。 部会のメンバーも変更がありましたので、近いうちに(緊急事態宣言が解除されてから)一度部会を開くことが出来ると良いと思いますが、ご検討ください。	今年度の部会の早期開催について、部長と協議し、実施していきたいと考えています。

委員氏名	報告事項4	
	その他	
	意見・質問	事務局コメント
宮 崎 啓 太		
加 藤 小百合	PCR検査の実施、どうもありがとうございました。今後ある事としては、障害当事者等へのワクチン接種についてどのようになっていくのかが気になります。現在、高齢者の接種予約ではだいぶ混乱があるようですので、障害のある方への接種方法詳細が決まりましたら早めに教えていただけるとありがたいです。利用者の方が相談に来た時に対応できるよう、スタッフ間で情報共有をしたいと思います。	高齢者優先接種は約4万人の対象者でした。64歳以下の方で接種対象は7万5千人となっており、基礎疾患のある方の優先接種に障害のある方が含まれて高齢者接種の次の優先接種となっていきます。市のワクチン接種担当と調整し、基本的に施設入所者は巡回接種を実施していく予定です。それ以外の方への接種については、日中活動施設での集団接種や、指定日を設ける等、よりよい方法で調整していきます。詳細が御案内できるようになりましたら、お知らせいたします。
渡 邊 俊 一		
大 栗 重 幸	PCR検査については、簡易なものでスムーズに実施でき助かっています。今後、ワクチン接種に向けての課題（打てない、打たない方への対応など）について考えていく必要性を感じています。	ワクチン接種については、集団接種のほか、医療機関での個別接種も始まってきております。希望があるので受けられない方に対し、どのように接種できるか、ワクチン担当や関係機関と対応してしていきたいと考えます。
古久保 俊 樹		
下 地 直 樹		
石 井 眞 美		
松 村 友 子	特にありません。	
大 沼 健 司		
朝 長 靖 子		
野 村 光		
星 野 絵 美	①市のホームページに 知っていますか？「ヘルプカード」の記事に、実際に役に立った事例が報告されています。と記載されています。どのような事例だったのでしょうか？私は鞆にヘルプカードをいつも付けています。体調を崩した時、気付いてもらえませんでした。家族の電話番号を何とか言って連絡がつきました。ヘルプカードのことをもっとわかって欲しい。 ②マスクをつけられない障がい（感覚過敏等）を持った方がいます。障がいの特性でマスクがつけられないことで、必要な医療が受けられず施設に戻ってきたという事例がありました。マスクをつけられない方が安心して必要な医療が受けられるよう、対策をお願いしたいと思っています。ポスターの掲示や、マスクをつけられませんかカード作成等。医療機関の理解も必要かと思います。私が通院している病院ではマスクをつけられない患者さんがたくさん通院しています。ヘルプカードと同じように配布していただくと助かる方がいるかもしれません。ご検討よろしくお願い致します。 ③電車やバスを利用して感じていること 私は電動車椅子を利用しているので、乗車するにはスロープをお願いしなければなりません。混雑時間など申し訳ないと思いながらお願いしています。乗務員や係員の方がめんどくさそうな態度でスロープを「パターン」と大きな音を立てることが多々あります。心が折れそうになります。大学に通学していたときに、「車椅子は次のバスに乗って。」と言われ帰宅が遅くなったことがありました。	①実際に役に立った事例は、散歩中に具合の悪くなった方がべるブカードを携帯していて、自宅等の連絡先に電話をかけてもらったとの話を聞いています。 ②通院先医療機関で、不織布マスクの着用を義務付けているところがあるのは伺っています。マスクをつけられませんかカードの啓発や配布について取り組んでいる自治体もあるようです。医療機関への働きかけなど、障がい者福祉課のみでは進まない部分もあるかと思いますが、関係機関と調整しながら研究・検討をしたいと考えます。 ③公共交通機関や公共施設は、すべての人が利用できなければなりません。このような支援は事業者側の過重な負担に相当するとは言えず、合理的配慮の不提供にあたると考えられ、東京都では指導の対象になります。市内外に限らず同様の対応がございましたら市障がい者福祉課にご相談ください。
市 川 由美子		
及 川 恵 子		
厚 澤 壽 子		
細 川 卓 也	9月2日協議会に出席させていただきます。	よろしくお願いいたします。
遠 藤 朱 美		
岡 本 富 郎		
白 井 順 子	今年度の協議会の日程のお知らせをありがとうございました。よろしくお願いいたします。	よろしくお願いいたします。